

1. 開会日時・場所

日時 令和4年1月25日(火) 午後2時00分
場所 三原市中央公民館2階 第1講座室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員19名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	田坂 友彦	2番	寶田 清隆	3番	新庄 實雄
4番	佐々木 昭和	5番	井長 哲	6番	阪井 瑞枝
7番	橋本 宏明	8番	信藤 延夫	9番	上田 励二
10番	堀本 隆司	11番	山口 郁恵	12番	久留本 忠美
13番	河村 博	14番	花山 哲男	15番	今田 正道
16番	郷谷 幸男	17番	林 壽彦	18番	山口 龍子
19番	武郷 勝巳				

欠席委員

なし

3. 議事録署名人

3番 新庄 實雄 18番 山口 龍子

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 東 徹 主任 茂見 鉄平 主事 檀上 周
農林水産課 主事 河野 夏月

5. 審議事項

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第3号議案 農地法転用許可後の事業計画変更承認申請について
第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第5号議案 非農地証明申請について
第6号議案 農用地利用集積計画について
第7号議案 農用地利用配分計画について
第8号議案 農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」の定めについて

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は19名中、19名で定足数に達しておりますので、第1回総会は成立しております。

会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、3番 新庄委員、18番 山口委員を指名します。

議長

はじめに本日の総会の運営についてお諮りします。

新型コロナウイルス感染症に関して、現在三原市が、まん延防止重点区域に指定されております。

このため、総会の運営について、地元委員の調査報告を省略した議事進行とし、開催時間を短縮したいと考えています。

ただし、各委員が総会で発言した方が良いと判断された案件については、事務局の説明の後に質疑の形式で発言していただきたいと考えています。また、事務局の説明も、簡略化し

た内容とさせていただくことになります。

このような議事進行をすることについて、賛同いただける方の挙手をお願いします。

議長 挙手全員であります。
よって、地元委員の調査報告を省略した議事進行で本日の総会を運営します。

議長 それでは、申請に基づく議題に入ります。
議事日程は、日程第1を第1号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第6第6号議案から日程第7第7号議案を先に審議します。
議案書をご覧ください。

議長 日程第6 第6号議案を上程します。
「農用地利用集積計画」について、三原市長から決定を求められるものです。
第6号議案に係る資料6の第1番から第31番について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局 それでは議案書7ページをご覧ください。
はじめに、資料の修正をお願いします。資料6の2ページ、第9番の農地について、八幡町野串〇〇と記載していますが、正しくは八幡町野串甲〇〇となります。
また同様に、資料7の2ページ第9番についても、正しくは八幡町野串甲〇〇となります。あわせて修正をお願いします。申し訳ありません。よろしくをお願いします。
それでは、第6号議案農用地利用集積計画について説明します。
この農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理機構を活用し、農業経営基盤強化促進法の規定により利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。
今回、農地の貸し手から農地中間管理機構に利用権設定を計画する農用地は議案書の中段に記載の地域別面積集計に記載しております。
〇〇地域から件数6件、筆数19筆、面積35,327㎡
〇〇地域から件数5件、筆数12筆、面積22,196㎡が提出されています。
なお、利用権を設定する農用地については、資料6の2ページに記載しています。
今回の利用権設定については、申請者からの申し出に基づくものです。
以上で説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農用地利用集積計画の第1番から第31番は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。

議長 次に、日程第7 第7号議案を上程します。
「農用地利用配分計画」について、三原市長からの諮問です。
第7号議案に係る資料7の第1番から第31番について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局 それでは議案書8ページをご覧ください。第7号議案 農用地利用配分計画の諮問について説明します。
該当する農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農地中間管理機構から農地の受け手に対して農地の貸し付けを行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求めるものです。
今回、農地の受け手に対して貸し付けを計画する農用地は、議案書の中段に記載の地域別

面積集計に記載しております。

○○地域から件数 1 件，筆数 19 筆，面積 35,327 m²

○○地域から件数 3 件，筆数 12 筆，面積 22,196 m²について意見を求めます。

利用権を設定する農地については，資料 7 の 2 ページに記載しておりますのでご覧ください。

以上で全体説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農地利用配分計画の第 1 番から第 31 番は，原案のとおり承認することについて，賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって，本案は原案のとおり承認されました。
ここで，農林水産課の職員は説明が終わりましたので退席します。お疲れ様でした。

議 長 次に，日程第 1 第 1 号議案を上程します。
農地法第 3 条の規定による許可申請について，第 1 件から第 3 件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 1 ページをご覧ください。第 1 号議案，農地法第 3 条による許可申請について説明します。

申請件数は 3 件で，全て所有権の移転を行うものです。

第 1 件と第 2 件は，お互いの農地を交換するものです。

第 3 件は，夫婦間で生前贈与を行うものです。

申請案件は，全て農地法第 3 条の許可要件を満たしています。

農地法第 3 条による許可申請の説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第 3 条の規定による許可申請，第 1 件から第 3 件の本案は，原案のとおり許可決定することについて，賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって，本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長 次に，日程第 2 第 2 号議案を上程します。
農地法第 4 条の規定による許可申請について，第 1 件から第 4 件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 2 ページをお開きください。第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明します。申請件数は 4 件です。転用目的の内訳は，駐車場 1 件，墓地 2 件，植林 1 件です。

許可基準について，第 3 件は第 1 種農地の不許可の例外基準：農地法施行規則第 33 条第 4 号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。その他の 3 件は，いずれも農地法第 4 条第 6 項第 2 号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することができないと認められること」に該当します。

なお，第 2 件は，転用の許可を得ることなく墓地として利用されており，無断で転用して

いることから、始末書の提出を求めて提出されています。

また、農振区分が農振農用となっている案件については、令和4年第12回定例総会で除外は妥当と可決されており、令和4年2月上旬から中旬頃に除外される見込みです。

農地法第4条に係る許可申請についての説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第4条の規定による許可申請、第1件から第4件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
可決されました第3件については、農地法第4条第5項の規定により広島県農業会議へ意見聴取し、「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には許可書を交付することに異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。

議長 次に、日程第3 第3号議案を上程します。
転用許可後の事業計画変更承認申請について、第1件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページをお開きください。第3号議案 転用許可後の事業計画変更承認申請について説明します。

第1件は、株式会社〇〇が転用許可を得て建築した東本通土地区画整理区域内にある住宅について、当初、〇〇が取得予定でしたが、〇〇と〇〇が共同で取得することとなったため、事業計画を変更するものです。

事業計画変更後の農地転用については、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の第2件において審議いただきます。

転用許可後の事業計画変更承認申請についての説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
転用許可後の事業計画変更承認申請、第1件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長 次に、日程第4 第4号議案を上程します。
農地法第5条の規定による許可申請について、第1件から第10件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをお開きください。第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

申請件数は10件です。転用目的の内訳は、宅地3件、資材置場4件、太陽光発電施設3件です。

許可基準について、第2件は、「農地法第5条第2項第1号ロ(1)：市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

第3件～第5件は、第1種農地の不許可の例外基準：農地法施行規則第33条第4号「住宅その他の申請にかかる土地の地域周辺において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

第7件は、農地法施行令第11条第1項第1号「一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること」に該当します。

その他の案件は、農地法第5条第2項第2号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

なお、第5件と第7件は、許可を得ることなく無断で転用していることから、始末書の提出を求めて提出されています。

また、農振区分が農振農用となっている案件については、令和3年第12回定例総会で除外は妥当と可決されており、令和4年2月上旬から中旬頃に除外される見込みです。

農地法第5条に係る許可申請についての説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第5条の規定による許可申請、第1件から第10件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
可決されました第3件から第5件及び第7件については、農地法第5条第3項の規定により広島県農業会議へ意見聴取し、「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には許可書を交付することに異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。

議長 次に、日程第5 第5号議案を上程します。
非農地証明申請について、第1件から第4件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書6ページをお開きください。第5号議案 非農地証明申請について説明します。
申請件数は4件です。
第1件、第2件は長期間耕作放棄され、現況地目：原野または山林として申請されています。
第3件、第4件は平成30年豪雨により被災した農地で、土砂、石が堆積し耕作困難となったため、現況地目：雑種地として申請されています。
非農地証明申請についての説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
非農地証明申請、第1件から第4件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。

議 長 次に、日程第8 第8号議案を上程します。
農地法に基づく三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについて、第1件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書9ページをご覧ください。第8号議案 農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」の定めについて説明します。
申請件数は1件です。
第1件は、西宮2丁目の農地について、特例区域設定の申し出があったものです。
設定基準は、「担い手への農地集積が見込まれず、かつ、荒廃農地又は将来荒廃農地となるおそれがある農地であること」に該当します。
農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」の定めについての説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法に基づく三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについて、本議案に賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長 以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。
事務局の説明を求めます。

事務局 1 農地法関係諸証明事務等について
○農地法第3条の3第1項(権利取得の届出) 1件
○農地法第5条の規定による農地転用届出受理 4件
○農地法第5条の規定による許可不要案件 1件
○農地転用(農業用施設)届出受理 1件
○農地法第3条に係る賃貸借契約の合意解約(18条6項)の通知 1件
○登記官等からの農地転用事実に関する照会 1件

2 その他
○今後の日程
令和4年第2回定例総会 2月25日(金)14時

議 長 その他、何かありませんか。
無いようなので、これをもちまして総会を終了します。
ご苦労さまでした。